

社会保険労務士は

# 人に関する エキスパート

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格し、全国社会保険労務士会に登録された国家資格者です。和歌山県では、約250名の社会保険労務士が事務所を開設して、また企業の総務部門の担当者としてさまざまな方面で活躍しています。

(令和3年10月1日)

## 和歌山県社会保険労務士協同組合

### 和歌山県社会保険労務士協同組合

和歌山県社会保険労務士協同組合は和歌山県社会保険労務士会に登録している開業社会保険労務士を構成員（約80名）とし、社会保険労務士法の目的（第1条）である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」ために活動しています。個々の自主的な経済活動に加えて、相互扶助の精神に基づき、その専門性を活かした共同事業等を行うことを目的として、昭和63年5月12日に設立しました。県内企業や社会の要望に応え、適切な労務管理や労働社会保険等に関するさまざまな事業活動を実施しています。

### 協同組合の実績

- ◆ 県内民間企業から依頼を受けて  
**職場の労働環境の改善や 職業訓練講師を派遣**
- ◆ 県内金融機関から委託を受けて  
**年金相談を実施**
- ◆ 和歌山労働局から委託を受けて  
**「働き方改革推進支援センター」 事業実施**
- ◆ 和歌山労働局から委託を受けて  
**「専門家派遣・相談等支援事業」 実施**
- ◆ 和歌山労働局から委託を受けて  
**「雇用管理改善事業（建設分野）」 実施**
- ◆ 労働調査会から依頼を受けて  
**雇用管理アドバイザーを派遣**
- ◆ 小規模企業共済の取り扱い

**和歌山県社会保険労務士協同組合**（和歌山県社会保険労務士会内）

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1F

TEL 073-425-6584 FAX 073-431-3829

<http://www.sr-wakayama.jp/kumiai/>

和歌山県社会保険労務士協同組合は

労働基準法や年金などの労働社会関係法令はもちろん、労務管理他

さまざまな分野に精通した組合員で構成しています。

ぜひ一度、ご活用下さい。

## 和歌山県社会保険労務士協同組合の事業内容

(一部は有料です。お気軽にお問い合わせください。)

県内の事業者や県民の皆さまに、組合員（社会保険労務士）が有する専門知識や経験を提供します。

### 1. 主な事業

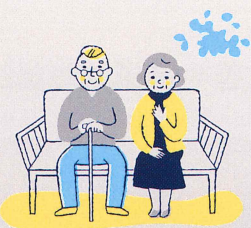


- 県内各地域における出張相談
- 依頼を受けた事業所に専門家が訪問し、個々の問題に対応
- 各テーマに応じたセミナーやシンポジウムの開催
- 好事例等パンフレットの作成

#### 【過去の受託事業】

- ・ 中小企業相談支援事業
- ・ 専門家派遣・相談等支援事業
- ・ 雇用管理改善事業（建設分野）※いずれも和歌山労働局より受託

### 2. 年金相談事業



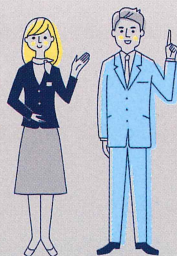
事業所様から委託を受け、年金に関する相談業務を行います。年金に関するセミナーや個人のおお客様に対する個別相談において、今後の生活設計や働き方についてそれぞれの方の状況に応じた提案などをさせていただきます。

年金については人によりさまざまな条件等がありますが、年金の仕組みの話や年金請求方法についても対応しています。

#### 【過去の事例】

- ・ 金融機関から委託を受けて相談会を実施

### 3. 派遣・紹介事業



民間企業や関係団体様から委託を受け、講師やアドバイザーを派遣・紹介しています。組合員は、それぞれの得意分野を有しています。また税理士、行政書士、中小企業診断士等として活躍している組合員も多数いますので、さまざまなテーマに対応することができます。労働社会保険関係の講師やアドバイザーのほか、経営、キャリアや社員教育関係のコンサルタントなど、幅広く派遣・紹介をいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

#### 【過去の派遣・紹介事業】

- ・ 職業訓練講師（労働、社会保険、労働保険）※民間企業より依頼
- ・ 雇用管理アドバイザー（建設分野）※労働調査会より依頼

### 4. 小規模企業共済



小規模企業共済は、国が作った「経営者の退職金制度」です。

毎月の掛金は全額所得控除になります。

また共済金は分割受取りが可能です。

当協同組合も加入窓口となっていますので、お気軽にご相談ください。